平成２９年（再イ）第７０号

広島県廿日市市佐方993番地10

再生債務者　水野　雄士

1　決議に付する再生計画案　平成30年１月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月26日まで

平成30年１月29日

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１９号

香川県高松市鶴市町820番地10

再生債務者　山内　陵平

1　決議に付する再生計画案　平成30年１月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月27日まで

平成30年１月30日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２９年（再イ）第３０号

徳島県徳島市城南町４丁目２番43号

再生債務者　橋川実渡利

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成30年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成30年１月29日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第５０８号

東京都足立区舎人３－８－23

再生債務者　岡戸　孝夫

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成30年１月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第６２４号

大阪市住吉区万代４丁目１番13号

再生債務者　山本　康典

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成30年１月29日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第３号

千葉県佐倉市表町４丁目10番地12

再生債務者　杉浦　　孝

1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月１日から平成30年３月15日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再ロ）第８号

愛知県尾張旭市長坂町南山2939番地33

再生債務者　窪　　猛和

1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月19日まで

4　一般異議申述期間　平成30年２月26日から平成30年３月５日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再ロ）第２号

兵庫県尼崎市東園田町８丁目80番地の10

再生債務者　大道　義之

1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月19日まで

4　一般異議申述期間　平成30年２月26日から平成30年３月12日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第６号

岡山市南区浦安西町110番地39

再生債務者　網島　修治

1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月６日から平成30年３月16日まで

岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第４号

大分市大字口戸835番地

再生債務者　横山　義宣

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月16日まで

平成30年１月26日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再ロ）第２号

宮城県大崎市古川小野字下蝦沢67番地

再生債務者　渡邊　裕也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月19日まで

平成30年１月29日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第５号

沖縄県浦添市牧港１丁目９番11―302号

再生債務者　山田　義輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月26日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第１号

鹿児島県薩摩川内市五代町2058番地７

再生債務者　福丸　亮浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月30日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成30年２月７日

警察共済組合理事長　金髙　雅仁

就職　理事（非常勤）　藤村　博之

退職　〃　（　〃　）　奥野　省吾

以上　平成30年１月26日付

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年１月29日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成30年２月７日

高知県高知市本町4丁目2番15号

高知県建設業厚生年金基金

代表清算人　山中　栄広

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年１月29日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、公告します。

１．代表清算人氏名　山中　栄広

２．住所　高知県高知市本町４丁目２番15号

平成30年２月７日

高知県建設業厚生年金基金